

議案第83号

木津川市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

木津川市長及び副市長の給与の減額に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年木津川市条例第51号）第3条の規定による議会の議決を経ずに契約を締結したことについて、市長及び副市長の責任を明らかにするため、市長の給与にあっては100分の10を、副市長の給与にあっては100分の5をそれぞれ1か月減額するものです。

木津川市条例第 号

木津川市長及び副市長の給与の減額に関する条例（案）

令和2年1月1日から令和2年1月31日までの間における市長及び副市長の給料月額は、木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号）第3条及び木津川市長、副市長及び教育長の給与の臨時特例に関する条例（平成30年木津川市条例第6号）の規定にかかわらず、同条に定める額に、市長にあっては100分の20を乗じて得た額を、副市長にあっては100分の15を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（この条例の失効）
- 2 この条例は、令和2年1月31日限り、その効力を失う。